

判決年月日	平成 1 7 年 5 月 3 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）10012号		
○ 有効成分を A 及び B とする医薬品につき薬事法の製造承認を受けたことを理由とする特許の存続期間延長登録の出願が，先に有効成分を A とする医薬品につき有効成分を B とする医薬品と併用することを条件に同法の製造承認を受けていることから，特許法（平成 1 1 年法律第 4 1 号による改正前のもの）6 7 条の 3 第 1 項 1 号の「その特許発明の実施に第 6 7 条第 2 項〔存続期間の延長〕の政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められないとき。」に該当するとされた事例			

（関連条文）

特許法（平成 1 1 年法律第 4 1 号による改正前のもの）6 7 条 2 項，6 7 条の 3 第 1 項 1 号，6 8 条の 2

特許法施行令（平成 1 1 年政令第 4 3 0 号による改正前のもの）1 条の 3 第 2 号